

体育施設管理使用規程

第1章 総則

第1条 関西学院総合体育館・屋外体育施設（第1フィールド、第2フィールド、第3フィールド及び第4フィールド）及び室内温水プール（以下これらを総称して「体育施設」という。）は、体育活動等を通じて心身を鍛錬し、本学院の教育目的の達成に資するために使用する。ただし、神戸三田キャンパス体育施設管理使用規程及び聖和キャンパス体育施設管理使用規程は別に定める。

第2条 体育施設の管理運営は、総合体育館長（以下「館長」という。）が行う。

2 館長選任の規程は、別に定める。

第3条 体育施設の管理・運営及び使用を円滑に行うため、体育施設運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会の規程は、別に定める。

第4条 体育施設は次の場合に使用することができる。

- 1 〔スポーツ科学・健康科学科目〕・〔教職課程（保健体育）に係る教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する科目、各教科の指導法）〕（大学）・正課体育（高等部、中学部）の授業及び体育施設運営委員会が認めた授業
- 2 法人及び法人が設置するすべての学校の式典並びに行事
- 3 法人が設置するすべての学校の課外体育活動
- 4 館長が第1条の目的に合致し、本学院の教育に寄与すると認めた場合
- 5 館長が本学院の地域連携及び社会貢献活動等に寄与すると認めた場合
- 2 館長が必要と認めたときは、使用場所・時間を制限し、また一部若しくは全部の使用を停止させることができる。

第5条 体育施設管理使用規程（以下「規程」という）及び体育施設管理使用細則（以下「細則」という。）並びに指示事項に違反した場合は、体育施設の使用を禁止する。

第6条 第4条第1項第4号及び第5号の利用者が体育施設の利用中、自身が受けた損害に対して、本学院は、本学院に故意または過失がある場合を除き、当該損害に対する責を負わないものとする。また、利用者同士の間に生じた係争やトラブルについても、本学院は、本学院に故意または過失がある場合を除き、一切関与せず、責任を負わないものとする。

第7条 第4条第1項第4号及び第5号に該当する体育施設の使用については、使用料を徴収することができる。

2 使用料については、細則に定める。

第2章 総合体育館

第8条 総合体育館（以下「体育館」という。）の開館時間は次のとおりとする。

- 1 通常の開館時間…8：00～21：00
- 2 夏季（7月31日～9月15日）の開館時間…9：00～19：00

2 前項の規定にかかわらず、館長は、必要に応じて開館時間を変更することができる。

3 時間外の使用については、細則に定めるとおりとする。

第9条 体育館においては〔スポーツ科学・健康科学科目〕・〔教職課程（保健体育）に係る教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する科目、各教科の指導法）〕（大学）・正課体育（高等部、中学部）の授業及び体育施設運営委員会が認めた授業の授業中に第4条第1項第2号以下の各号の行事・活動を行うことはできない。ただし、館長は授業に支障のない限り行事・活動を許可することができる。

2 体育館の使用については、細則に定める。

3 休暇中及び全学休講日の使用については、その都度公示する。

第10条 体育館においては、次の各号の行為をしてはならない。

- 1 館長の許可なしに館内の設備を変更し、あるいは器材・器具を搬入・搬出すること。ただし、許可を得て前記の行為をした場合は、終了後すみやかに原状に復しておかなければならない。
- 2 館内の定められた場所以外で、飲食・喫煙をすること。
- 3 館内外で許可なく物品又は文書・図画を陳列・販売・頒布あるいは騒音を発するなどの他人に迷惑を与える行為をすること。
- 4 その他細則において禁止された事項
- 2 施設及び備品等を破損又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

第11条 体育館の休館日を次のとおり定める。

- 1 第4日曜日 ただし、1月及び2月は第1、第2、第4日曜日
- 2 休暇中の一定期間
- 3 運営委員会が休館を必要と認めた日
- 2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めた場合は、臨時に休館日に開館する又は臨時に休館日を設けることができる。

第12条 体育館内に大学トレーニングセンターを設置する。ただし、大学トレーニングセンターの管理運営については、「大学トレーニングセンター規程」「大学トレーニングセンター使用規程」の定めるところによるものとする。

第3章 屋外体育施設

第13条 屋外体育施設においては〔スポーツ科学・健康科学科目〕・〔教職課程（保健体育）に係る教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する科目、各教科の指導法）〕（大学）・正課体育（高等部、中学部）の授業及び体育施設運営委員会が認めた授業の授業中に、第4条第1項第2号以下の各号の行事活動を行うことはできない。ただし、館長は授業に支障のない限り許可することができる。

- 2 屋外体育施設の使用については、細則に定める。
- 3 休暇中及び全学休講日の使用については、その都度公示する。

第14条 屋外体育施設の使用については、第10条を準用する。

- 2 フィールドの利用者は、許可されたフィールドの使用区分・時間・運動種目等を守り、隣接利用者の危険防止に注意しなければならない。

第15条 夜間照明の使用については、細則に定める。

第4章 室内温水プール

第16条 室内温水プールの使用については、室内温水プール規程（以下「プール規程」という）を別に定める。

第17条 プール規程に定めるもののほかは規程及び細則による。

第5章 規程の改廃

第18条 体育施設の事務は、学生活動支援機構事務部において行う。

第19条 この規程の改廃は、運営委員会の議を経て大学評議会及び高中部長室の了承を得たうえで、理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、1978年（昭和53年）2月9日から施行する。
略
- 13 この規程は、2021年（令和3年）4月1日から改正施行する。

室内温水プール規程

第1条 室内温水プール（以下「プール」という。）は、水泳を通じ体育運動の適正な発達を図る場として学生の健全な心身を練磨し、本学の教育目的達成に資することを目的とする。

第2条 プールは、次の場合に使用できる。

- 1 〔スポーツ科学・健康科学科目〕・〔教職課程（保健体育）に係る教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する科目、各教科の指導法）〕（大学）及び体育施設運営委員会が認めた授業
- 2 大学の課外体育活動
- 3 大学の行事
- 4 体育施設管理使用規程第4条第1項第4号及び第5号の場合

第3条 プールの使用期間は、2月15日から翌年の1月14日までとする。

- 2 前項に定める使用期間の内、学生会館の休館日は休館とする。
- 3 使用時間は次のとおりとする。ただし、体育施設運営委員会において必要と認めた場合は、時間を変更することができる。
- 1 通常の開館期間…8：00～21：00
- 2 夏季（7月31日～9月15日）の開館期間…9：00～19：00

第4条 プールの時間外使用については、体育施設管理使用細則第3条第2項を準用する。

第5条 プールの使用について、ここに定めるほかは体育施設管理使用規程及び体育施設管理使用細則を準用する。

第6条 使用にあたっては、体育施設管理使用規程及び体育施設管理使用細則を守るとともに総合体育館長の指示並びに使用心得に従わなければならない。

第7条 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消すことがある。

- 1 本学において使用の必要が生じた場合
- 2 使用が許可の目的及び条件を満たしていないと認めた場合
- 3 使用に関する遵守事項に、著しく違反すると認めた場合

第8条 プールの使用に関する手続事項、保安及び風紀に関する事項、その他管理上必要な細部事項は総合体育館長がこれを定める。

第9条 プールは、社会の体育活動に寄与するため、学外団体及び学外者にプールの使用を許可する場合は、次のとおりとする。

- 1 プールの使用は、第2条第1項第1・2・3号に支障のない特定日に学外団体及び学外者の使用に供することができる。
- 2 プールの使用料は、体育施設管理使用細則に定める。ただし、特別の場合館長の許可によりこれを免除することができる。
- 3 プールの使用を希望する場合には、1カ月前に所定の手続を完了しなければならない。
- 4 プールの使用に際しては、当該団体の責任において遊泳者監視員をおかななければならない。
- 5 プールの利用者に万一事故が生じた場合、本学院は一切の責任を負わないものとする。

第10条 本学院の教職員及び学生・生徒は第2条第1項第1・2・3号の使用時間帯、休館日並びにプールの使用休止日を除く開館時間帯に使用することができる。

第11条 この規程の改廃は、体育施設運営委員会の議を経て大学評議会及び高中部長室の了承を得たうえで、理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、1984年（昭和59年）7月12日から施行する。
略
- 10 この規程は、2021年（令和3年）4月1日から改正施行する。

関西学院千刈キャンプ使用規程

（趣旨）

第1条 この使用規程は、関西学院千刈キャンプ規程に基づき、関西学院千刈キャンプの使用に関する事項を定める。

（使用者の範囲）

第2条 千刈キャンプは、本学院の学生・生徒等、その父母若しくは保護者、教職員及び同窓が使用するものとする。

- 2 前項の使用に支障のない限り、本学院外の者に使用させることができる。

（使用の順位）

第3条 千刈キャンプの使用順位は次のとおりとする。

- 1 本学院又は千刈キャンプの主催行事のための使用
- 2 本学院学生・生徒等、教職員の使用
- 3 本学院学生・生徒等の父母若しくは保護者、同窓の使用
- 4 キリスト教主義学校の使用
- 5 キリスト教会・教会学校の使用
- 6 その他所長の認める者の使用

（休場日）

第4条 千刈キャンプの休場日は次のとおりとする。

- 1 8月14日午後から8月16日午前中まで
- 2 2月1日から2月14日まで
- 3 所長の定める日

(使用の手続き)

第5条 千刈キャンプの使用を希望する者は、所定の申込用紙に必要事項を記入し、原則として使用日の1年前から2週間前までに、千刈キャンプ又は吉岡記念館事務室に申し込まなければならない。ただし、特定の時期の使用手続については、これを変更することがある。

2 申し込みについては、1人につき宿泊使用の場合1,000円、日帰り使用の場合100円の申込金を添えなければならない。ただし、第3条第1及び2号の該当者はこの限りではない。

3 前項に規定する申込金は、使用料金の内金とする。

(使用の取消、使用内容の変更)

第6条 使用申込者は申し込み後、使用の取り消し又は使用内容の変更をする場合、直ちにその旨を連絡しなければならない。

2 前項の場合において、別に定める内規に基づき違約金を徴収することがある。ただし、天災若しくは止むを得ぬ事情又は千刈キャンプの都合等により使用できなかったときはこの限りでない。

3 千刈キャンプは、納付された申込金の一部又は全額を違約金に充てることができる。

(使用日数、使用時間)

第7条 千刈キャンプの使用日数、使用時間は次のとおりとする。

1 宿泊使用の場合、使用開始日の午後1時から使用最終日の正午までとし、6泊7日を限度とする。

2 日帰り使用の場合、千刈キャンプに支障のない限り午前9時から午後5時までとする。

3 前各号の使用日数、使用時間は所長の承認により変更することができる。

(使用料金)

第8条 使用者区分、使用料金及び違約金は別に定める。

(損害賠償)

第9条 使用者の責に帰すべき事由によって、建物、設備、什器、備品等を滅失、紛失、破損又は汚損した場合、所長は損害賠償を請求する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、千刈キャンプ運営委員会の議を経て常務委員会で決定する。

附 則

1 この規程は、1984年（昭和59年）2月9日から施行する。

略

4 この規程は、2008年（平成20年）4月1日から改正施行する。

自動車通学取扱要項

1 学生の自動車による通学については、この要項により取り扱うものとする。ただし、神戸三田キャンパスへの自動車による通学については、別に定める。

2 学生の自動車による通学は原則として禁止する。ただし、次に該当する者はこの限りではない。
身体上の障害等のため、自動車を使用しなければ著しく通学が困難な者

3 2のただし書きに該当する者は別紙様式の申請書を所属学部を経て学生委員会（以下「委員会」という。）に提出し許可を受けなければならない。

4 許可証は別紙様式とし、委員会の審査に基づき発行する。

(1) 許可証の有効期間は当該学年度中又は委員会の認めた期間とする。

(2) 許可証は他人に貸与又は譲渡してはならない。

5 許可証の交付を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 駐車は定められた場所にすること

(2) 駐車中は許可証を運転席前面に表示すること

(3) 歩行者の安全を第一とすること

(4) 騒音の防止等教育研究環境の保持につとめること

(5) その他交通規則に定められたルールを守ること

6 許可証の交付を受けた者が次のいずれかに該当するとき、直ちに許可証を返還しなければならない。

(1) 卒業、退学及び休学したとき

(2) 許可要件がなくなったとき

(3) 4の(2)に違反したとき

(4) 5に違反したとき

- 7 自動車通学にともなう事故、損傷及び盗難等について、大学は一切責任を負わない。
- 8 自動車通学に関する事項は委員会が所管し、事務は学生生活動支援機構事務部において行う。
- 9 この取扱要項の改廃は、学生委員会の議を経て、大学評議会において行う。

附 則

- 1 この取扱要項は、1983年（昭和58年）4月1日から施行する。

略

- 7 この取扱要領は、2013年（平成25年）4月1日から改正施行する。